

第4章 他の公的年金制度の 請求及び加入手続き

第1節 他の公的年金制度の年金請求

公務員となる前に他の公的年金制度に加入していた期間があつて、退職時に退職一時金又は脱退手当金を受給していない場合、又は公務員退職後に他の公的年金制度に加入した場合には、その制度に加入していた期間に応じた年金が支給されます。

なお、他の公的年金制度の年金を請求するためには、公務員期間と他の公的年金制度の加入期間を合算して25年以上あることが必要となります。

(1) 年金加入期間確認通知書の請求

他の公的年金制度の年金を請求するときは、公立学校共済組合発行の「年金加入期間確認通知書」が必要となりますので、所属所保管の「退職者のしおり」の中にある「年金加入期間確認請求書」をコピーして作成の上請求してください。

(2) 他の公的年金制度の年金請求

加入していた公的年金制度へ請求してください。（下記「他の公的年金制度の年金及び年金加入期間確認通知書請求先」参照）

<他の公的年金制度の年金及び年金加入期間確認通知書請求先>

① 日本私立学校振興・共済事業団

（平成9年12月31日までは「私立学校教職員共済組合」）

〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321

② 農林漁業団体職員共済組合

〒105-8080 東京都港区虎ノ門4-1-1

TEL 03-3432-3111

③ 国民年金・厚生年金

社会保険事務所名	所在地	所管区域
三 島	〒411-8660 三島市寿町9-44 TEL 0559(73)1166	三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡
沼 津	〒410-8655 沼津市日の出町1-40 TEL 0559(21)2201	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡
沼 津 (沼津年金相談センター)	〒410-0801 沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル 4 F TEL 0559(54)1321	
富 士	〒416-8654 富士市横割3-5-33 TEL 0545(61)1900	富士市、富士宮市、富士郡
清 水	〒424-8691 静岡市清水区巴町4-1 TEL 0543(53)2231	静岡市（清水区）、庵原郡
静 岡	〒422-8668 静岡市駿河区中田2-7-5 TEL 054(284)4311	静岡市（葵区、駿河区）
静 岡 (静岡年金相談センター)	〒422-8067 静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡 2 F TEL 054(288)1611	
島 田	〒427-8666 島田市幸町2008-24 TEL 0547(36)2211	島田市、焼津市、藤枝市、志太郡、榛原郡
静岡社会保険事務局 掛川事務所	〒436-8653 掛川市久保1-19-8 TEL 0537(21)5520	掛川市、袋井市、御前崎市、小笠郡、周智郡
浜 松 東	〒435-8619 浜松市天竜川町188 TEL 053(421)0565	(厚) 浜松市のうち馬込川以東の地域（船越町、十軒町、早出町及び茄子町を除く。）並びに白羽町、中田島町、半田町及び有玉西町の地域、磐田市、天竜市、浜北市、磐田郡
浜 松 西	〒432-8626 浜松市高町302-1 TEL 053(456)8511	(国) 磐田市、天竜市、浜北市、磐田郡 (厚) 浜松市（浜松東社会保険事務所管内の地域を除く。）湖西市、浜名郡、引佐郡
浜 松 西 (浜松年金相談センター)	〒430-0927 浜松市旭町12-3 フォルテ 3 F TEL 053(458)4165	(国) 浜松市、湖西市、浜名郡、引佐郡